ロ　損害保険契約等の第三章第二節第二款に規定する現在推計の額及び同節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額の合計額に2.75％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ハ　損害保険契約等の当事業年度の収入保険料から前事業年度の収入保険料に120％を乗じた額を控除した額（ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料から前々事業年度の収入保険料に120％を乗じた額を控除した額とする。）に2.75％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

二　生命保険（有リスク）契約（生命保険契約等であって、次号に規定する生命保険（無リスク）契約以外の保険契約をいう。以下この号において同じ。）に係るオペレーショナル・リスクの額として、次のイ又はロに定める額のうちいずれか大きい額及びハに規定する額の合計額

イ　生命保険（有リスク）契約の当事業年度の収入保険料（ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料とする。）に４％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ロ　生命保険（有リスク）契約の第三章第二節第二款に規定する現在推計の額及び同節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額の合計額に0.45％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ハ　生命保険（有リスク）契約の当事業年度の収入保険料から前事業年度の収入保険料に120％を乗じた額を控除した額（ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料から前々事業年度の収入保険料に120％を乗じた額を控除した額とする。）に４％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

三　生命保険（無リスク）契約（生命保険契約等であって、特別勘定等を設けた保険契約をいう。以下この号において同じ。）に係るオペレーショナル・リスクの額として、生命保険（無リスク）契約の第三章第二節第二款に規定する現在推計の額及び同節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額の合計額に0.40％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

第八節　保険事業に係る所要資本の統合

（保険事業に係る所要資本の統合）

第百五十五条　第四十五条第一項第一号イに掲げる統合方法は、同号イ⑴から⑸までに掲げる額を次の表に掲げるリスクの額の区分に応じ、同表に定める相関係数を用いて統合した額に同号イ⑹に掲げる額を加えることをいう。

	生命保険リスクの額	損害保険リスクの額	巨大災害リスクの額	市場リスクの額	信用リスクの額
生命保険リスクの額	1.00	0.00	0.25	0.25	0.25
損害保険リスクの額	0.00	1.00	0.25	0.25	0.25
巨大災害リスクの額	0.25	0.25	1.00	0.25	0.25
市場リスクの額	0.25	0.25	0.25	1.00	0.25
信用リスクの額	0.25	0.25	0.25	0.25	1.00

第九節　所要資本における税効果

（所要資本における税効果）

第百五十六条　第四十五条第一項第一号ハに掲げる所要資本の税効果の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により計算した額とする。

一　単体ベースの計算を行う場合　第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に法定実効税率及び80％を乗じた額、又は次のイ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を控除した額のうちいずれか小さい額とする。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

イ　直近の五事業年度における税引前当期純利益の額又は税引前当期純剰余の額の合計額（ただし、事業上の重要な変化が見込まれる場合は、当該重要な変化の影響を考慮した額とし、中間期末にあっては、前事業年度末時点の直近五事業年度における税引前当期純利益の額又は税引前当期純剰余の額の合計額とする。次号ロにおいて同じ。）に法定実効税率及び50％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ロ　経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金負債の額（無形固定資産、退職給付に係る資産又は前払年金費用に係る繰延税金負債を除く。以下この条において同じ。）から経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額を控除した額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ハ　経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額から経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金負債の額を控除した額、又は第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に15％を乗じた額のうちいずれか小さい額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。